

**放課後児童健全育成事業(学童保育)**

就労などにより保護者が居間家庭にいない小学校低学年児童に対し、授業終了後などに指導員を配置した生活の場を与え、健全な育成を図ります。

**新 たなサービスを開始**

**学童保育室送迎支援事業**

市では、学童保育室の入室待機児童などを解消するため、行田市ファミリー・サポート・センターの会員による送迎支援を活用した、「行田市学童保育室送迎支援事業」を開始しました。

**学童保育室送迎支援事業とは**

希望する学童保育室が定員を超えているため入室待機となっている児童や、小学校に隣接する学童保育室が設置されていないため、学童保育室の入室希望がありながら入室できない児童を学区外の入室可能な学童保育室まで送り届ける事業です。

**学童保育室送迎支援事業  
早分かりQ&A**

**Q1** 費用はかかりますか。  
**A1** 原則、送り届ける費用は全額市が負担します。ただし、次に掲げる費用

は保護者負担となります。

・休日や夏休みなど学校の休校日に送り届ける費用

・親族であるファミリー・サポート・センターの協会員が送り届ける費用

・当日の取り消しや無断取り消しの場合の取り消し料

・交通機関の利用料など、保護者が本来負担すべき費用

**Q2** 誰が送り届けてくれるのですか。

**A2** ファミリー・サポート・センターの協会員が、指定された学童保育室まで安全に送り届けます。

**Q3** 申し込むには、どうしたらいいの。

**A3** まず、ファミリー・サポート・センターの依頼会員として登録していただきます。登録と申し込みは、市役所子育て支援課または、行田市ファミリー・サポート・センター(総合福祉会館「やすらぎの里」内)で行ってください。

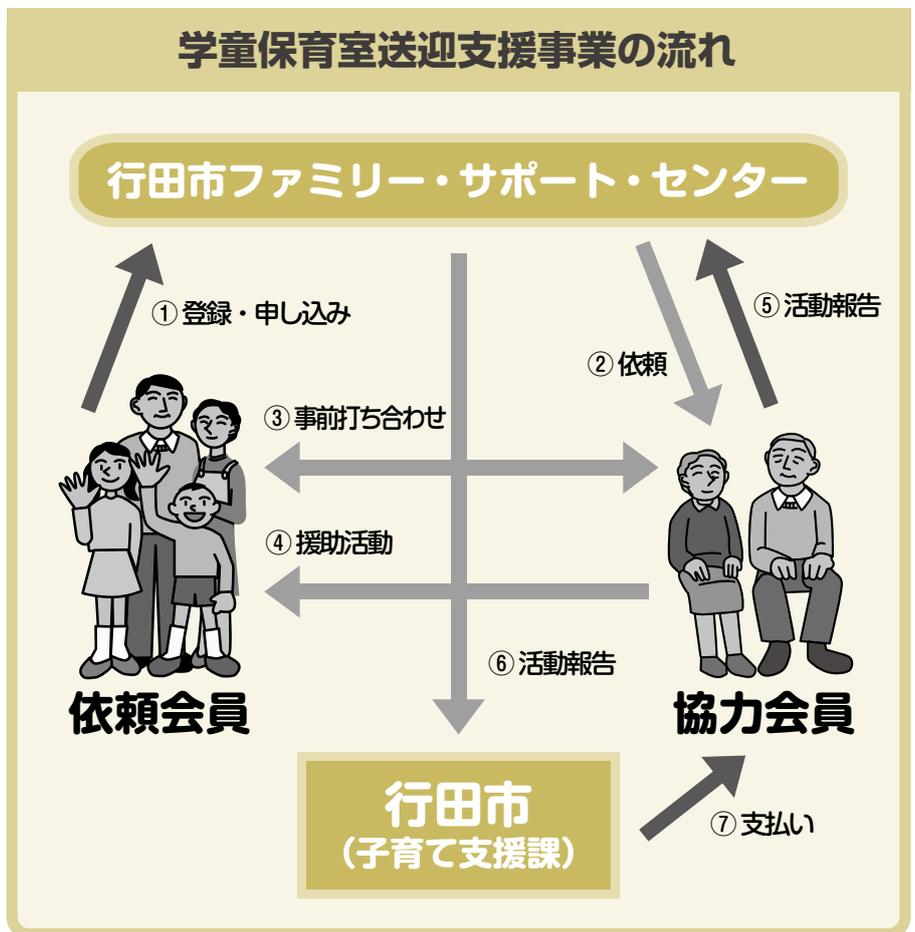
**Q4** 送り届けてくれる方の指定はできますか。

**A4** 可能ですが、ファミリー・サポート・センターの協会員としての登録が必要となります。

**Q5** 帰りの迎えもお願いできますか。

**A5** 当事業は、協会員がお子さんを

**学童保育室送迎支援事業の流れ**



**協会の登録にご協力を**

現在、協会員が不足しています。保

学校まで迎えに行き、指定された学童保育室まで安全に送り届けることを目的としています。学童保育室から自宅までの帰路は、これまでどおり保護者の皆さんにお願いします。

保護者の皆さんには、知り合いや近所の方など協力していただける方にお声掛けいただき、協会の充実にご協力ください。また、協会員として登録いただける方をお待ちしています。

▼問い合わせ 子育て支援課(内線26

2・292) または子育て総合支援窓

口556-2011